令和７年度 １２月 総合教育会議

～尼崎市の多文化共生教育について～

こころとからだ育成課

令和7年12月22日

１．尼崎市の外国人等の現状について(1)

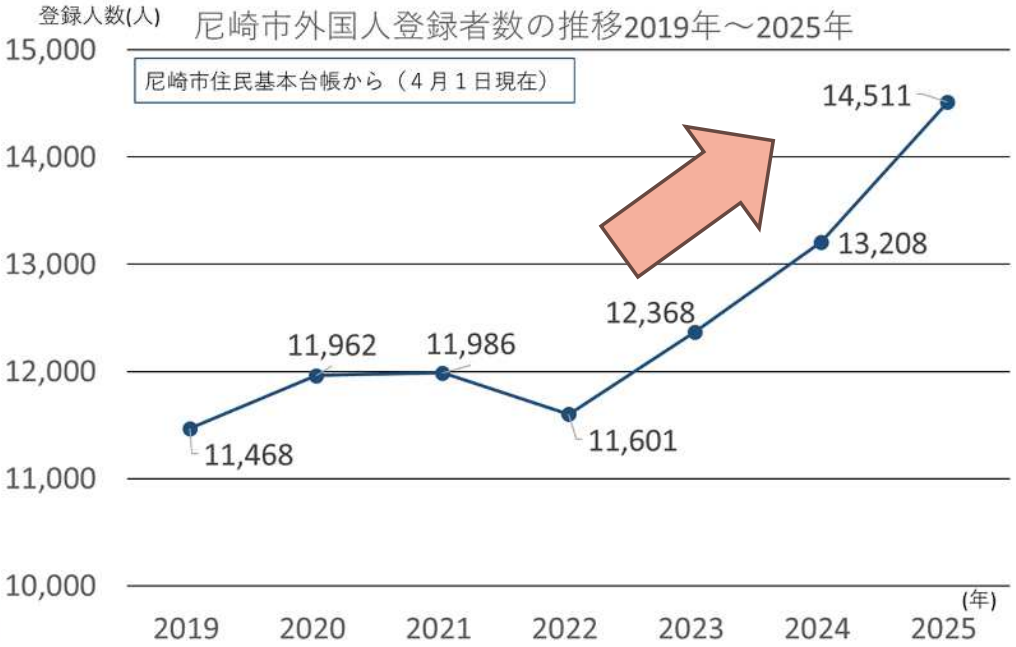

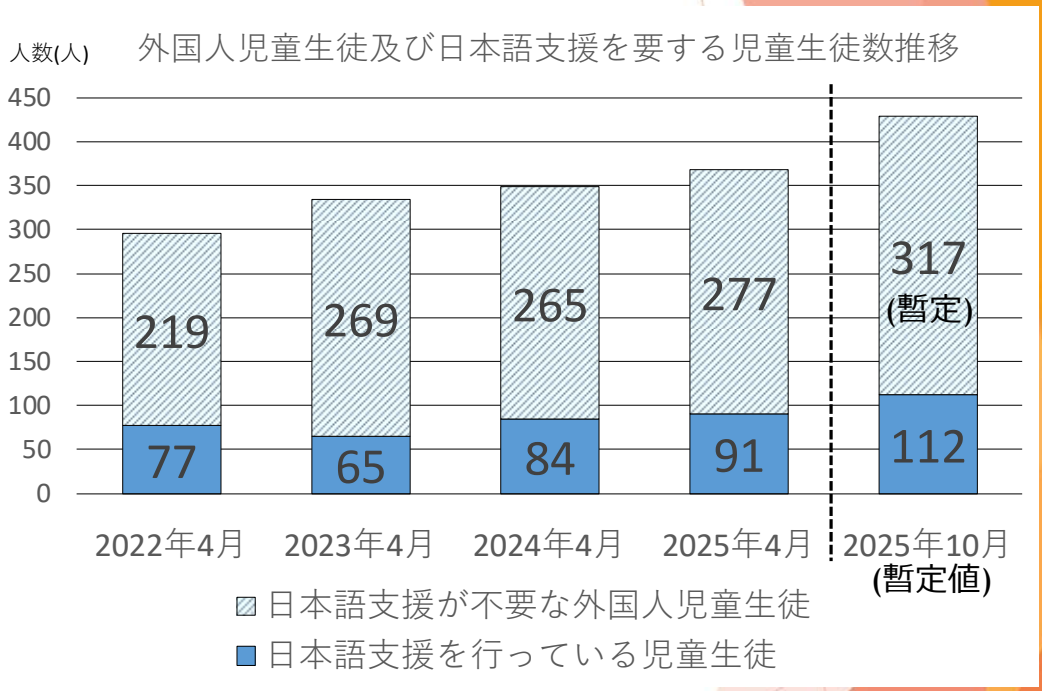

- 市内においては、在留外国人が増加しており、併せて帯同する家族として入学する児童生徒数が増加しており、結果として日本語支援等が必要な児童生徒数も増加している。

１．尼崎市の外国人等の現状について(2)

18歳以下の国籍別年代別人口（令和7年7月時点）

年代	国籍					合計	前年比
	韓国･朝鮮	中国	ベトナム	ネパール	その他		
0~6歳（未就学年齢）	61	67	225	41	61	455	+111
6~12歳（小学生年齢）	114	90	71	25	44	344	+25
12~15歳（中学生年齢）	80	48	8	11	17	164	+10
15~18歳（高校生年齢）	77	35	6	18	30	166	+15
合計	332	240	310	95	152	1,129	

地区別外国人登録者数（令和７年３月３１日時点）

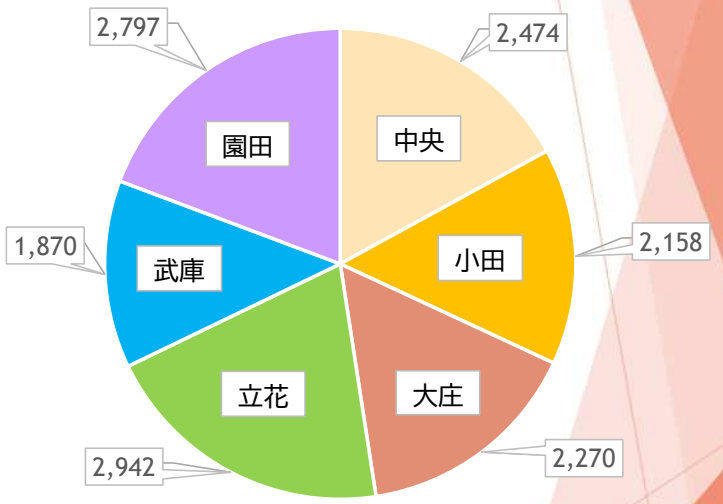

- 今後も外国人児童生徒の増加が見込まれる一方、特に外国人居住の集中した地区のない本市においては、今後、どの学校においても外国人児童生徒数が増加すると予想され、それぞれの学校において対応が必要となる。

２．多文化共生教育ガイドラインの策定(1)

※　策定経緯・理由

令和７年３月
「尼崎市第2次教育振興基本計画」

令和７年３月
「尼崎市多文化共生社会推進指針」

- 両計画では、言語や文化等の異なる子どもたちに対し多文化共生社会を形成するため、市等による教育支援等が必要であると示されている。

令和７年度
教育委員会において、多文化共生社会形成に必要な教育部分についての方向性（ガイドライン機能）と、市内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び教育委員会が外国人児童等の受入において、多文化共生を実現するために留意すべき事項（ハンドブック機能）を併せ持つガイドラインを策定することとなった。

２．多文化共生教育ガイドラインの策定(2)

※　外国人幼児児童生徒の教育の重要性

国　内

令和７年１１月４日の
「外国人受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において内閣総理大臣指示として、
「外国人との秩序ある共生社会の実現について」
が発出された。
そこでは、
「*②厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には*<中略>
・在留外国人(成人・子供)への日本語教育の充実」
とされている。

国　外

アメリカ、ドイツ、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、フランス、オランダ、ニュージーランドなどの国々においては、国への新到着児童に対して、行政が負担して、一定期間（１年～４年）語学指導を行い、その後通常クラスに合流するシステムを有している国が多い。

移民政策や難民政策が日本と違う国々ではあるが、これらの学習を経た児童生徒の通常学級への定着率や進学・卒業率は高い。

子どもの場合「**言語習得＝学力保障＝将来の社会参加**」となることから、
その重要性は高い

３．ガイドラインの概要

- ガイドラインの対象者
  - 市内の公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員並びに教育委員会事務局（市長部局）
- ガイドラインの内容
  - 対象者が外国人幼児児童生徒の受入において、多文化共生社会を実現するために留意すべき事項
- ガイドラインの見直し
  - ハンドブック機能の部分については毎年更新し最新情報とする

方向性の大枠については、上位計画・指針で策定済みであり、具体化を行う

４．尼崎市多文化共生教育ガイドラインの構成

序章：このガイドラインが目指すもの

このガイドラインの作成目的、構成、ねらいを説明します。

第１章　尼崎市の多文化共生教育の方向性

尼崎市の多文化共生教育の指針となる部分です。

第２章　外国人児童等への理解

外国人児童等が困っていること、悩んでいることを示し、教職員に必要な視点についてまとめます。

第３章　学校園所の役割

学校園所が受け入れに際して実施することをまとめます。

第４章　様々なサポートについて

サポートとなる制度や仕組み、相談先などをまとめます。

本市の多文化共生教育のガイドライン機能を有する。

参考ページをリンクさせることにより、困ったときに調べ・使いやすいハンドブック機能を有する。

５．【第１章】尼崎市の多文化共生教育の方向性

1. **多文化共生の土台となる心の育成**
    1. 多文化共生の視点に立った教育の推進
    2. 母語（母国語）・母文化の尊重
    3. 差別・偏見の解消
2. **外国人児童等を取り巻く環境整備の推進**
    1. 外国人児童等の受入体制の整備
    2. 保護者との連携
    3. 地域や各種団体（NPO等）との連携
3. **日本語学習支援の推進**
    1. 通訳者による支援の充実
    2. ICTを用いた通訳ツールの活用
    3. 教職員の日本語指導能力の向上
4. **ライフコースを見通したキャリア教育の推進**

５．尼崎市の多文化共生教育の方向性

尼崎市多文化共生教育ガイドライン		第2次尼崎市 教育振興基本計画	尼崎市多文化共生社会推進指針		兵庫県 外国人児童生徒にかかわる教育指針
1．多文化共生の土台となる心の育成					
	(1)多文化共生の視点に立った教育の推進	共生する心、共に生きようとする意欲や態度の育み	(4)交流し尊重し合うまち ア　異文化理解・国際交流	(4)交流し尊重し合うまち イ　アイデンティティの尊重	3　共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や技能を身に着けさせる。
	(2)母語(母国語)・母文化の尊重	共生する心、共に生きようとする意欲や態度の育み	(4)交流し尊重し合うまち イ　アイデンティティの尊重	－	1　外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。
	(3)差別・偏見の解消	共生する心、共に生きようとする意欲や態度の育み	(4)交流し尊重し合うまち ウ　差別・偏見の解消	－	2　すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。
2．外国人児童等を取り巻く環境整備の推進					
	(1)外国人児童等の受入体制の整備	－	(1)多文化共生に向けた意識づくり ア　学校園等における多文化共生教育の推進	－	－
	(2)保護者との連携	－	(2)日本語教育・学習の支援と推進 ア　学校園等における日本語指導・学習支援	(4)交流し尊重し合うまち ウ　差別・偏見の解消	－
	(3)地域や各種団体(NPO等)との連携	－	(2)日本語教育・学習の支援と推進 イ　地域における日本語教育・学習支援	－	－
3．日本語学習支援の推進					
	(1)通訳者による支援の充実	母語を話すことのできる支援員等の活用	(1)多文化共生に向けた意識づくり ア　学校園等における多文化共生教育の推進	(2)日本語教育・学習の支援と推進 ア　学校園等における日本語指導・学習支援	－
	(2)ICTを用いた通訳ツールの活用	心理面、言語面のサポート拡充のためAI通訳機器等の積極的な活用	(1)多文化共生に向けた意識づくり ア　学校園等における多文化共生教育の推進	(2)日本語教育・学習の支援と推進 ア　学校園等における日本語指導・学習支援	－
	(3)教職員の日本語指導能力の向上	－	(1)多文化共生に向けた意識づくり ア　学校園等における多文化共生教育の推進	(2)日本語教育・学習の支援と推進 ア　学校園等における日本語指導・学習支援	4　外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。
4．ライフコースを見通したキャリア教育の推進		将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援の実施	－	－	－

尼崎市多文化共生教育ガイドラインの第１章で示す方向性は、

第２次尼崎市教育振興基本計画
と
尼崎市多文化共生社会推進指針
と
兵庫県
外国人児童生徒にかかわる教育指針
の
目指す方向性と一致しています。

５．【第２章】外国人児童等への理解

外国人児童等の現状や困りごと、不安を知るとともに、注意すべきポイントを取りまとめています。

1. **尼崎市の外国人児童等の現状について**
   『外国人児童等は増加し続けています』
2. **アイデンティティの尊重について**
   『それぞれの子どもの背景を尊重しましょう』
3. **学校生活への適応について**
   『外国と日本の学校生活には異なる点がたくさんあることを知りましょう』
4. **日本語について**
   『日本語の習得の大切さと難しさを知りましょう』
5. **キャリア形成について**
   『よりきめ細やかなキャリア教育を行いましょう』

５．【第３章】学校園所の役割

具体的に外国人児童等が小学校に転入する場合をモデルケースとした取組内容等、学校園所が行う具体的な取組内容について説明します。

1. 外国人児童等の受入について
2. 日本語指導・教科指導について
3. 進路について
4. 保護者との関わり、地域との連携について

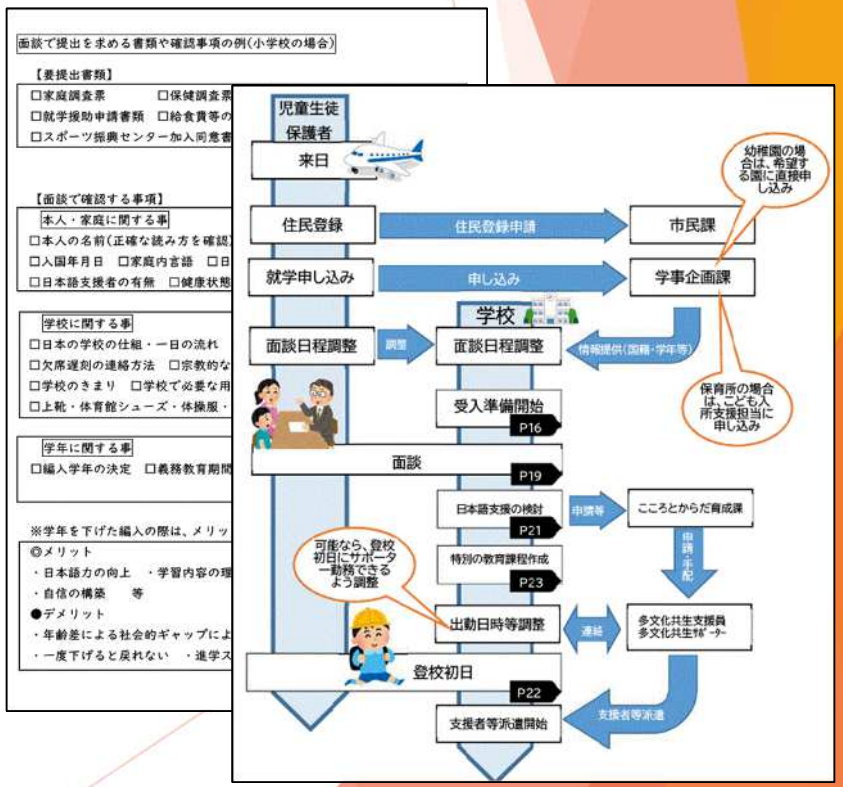

５．【第４章】様々なサポートについて

市や県のほか、様々なサポート制度、事業を掲載しています。

1. 学校園所での生活・学習へのサポート
2. 保護者・児童等への進路のサポート
3. 学校園所外での保護者・児童等全般のサポート
4. 研修について
5. 日本語教育に役立つ資料・リンク集

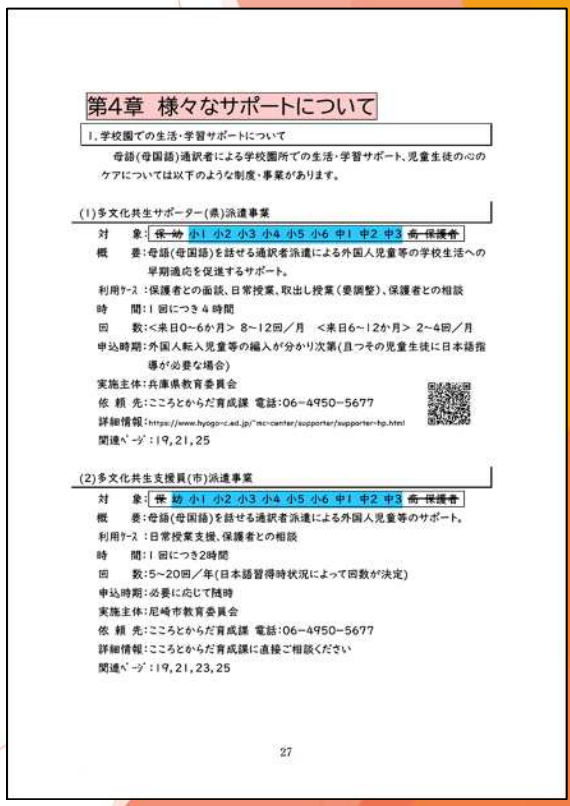

第4章　様々なサポートについて

1. 学校園での生活・学習サポートについて

母語(母国語)通訳者による学校園所での生活・学習サポート、児童生徒の心のケアについては以下のような制度・事業があります。

(1)多文化共生サポーター(県)派遣事業

対　象：保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 ~~高・保護者~~

概　要：母語(母国語)を話せる通訳者派遣による外国人児童等の学校生活への早期適応を促進するサポート。

利用ケース：保護者との面談、日常授業、取出し授業(要調整)、保護者との相談

時　間：1回につき4時間

回　数：<来日0~6か月> 8~12回／月　<来日6~12か月> 2~4回／月

申込時期：外国人転入児童等の編入が分かり次第(且つその児童生徒に日本語指導が必要な場合)

実施主体：兵庫県教育委員会

依 頼 先：こころとからだ育成課 電話：06-4950-5677

詳細情報：https://www.hyogo-c.ed.jp/~nc-center/supporter/supporter-hp.html

関連ページ：19, 21, 25

(2)多文化共生支援員(市)派遣事業

対　象：保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 ~~高・保護者~~

概　要：母語(母国語)を話せる通訳者派遣による外国人児童等のサポート。

利用ケース：日常授業支援、保護者との相談

時　間：1回につき2時間

回　数：5~20回／年(日本語習得時状況によって回数が決定)

申込時期：必要に応じて随時

実施主体：尼崎市教育委員会

依 頼 先：こころとからだ育成課 電話：06-4950-5677

詳細情報：こころとからだ育成課に直接ご相談ください

関連ページ：19, 21, 23, 25

27

５．第２章～第４章間のリンクについて

各章の内容に参照ページを記すことで、様々な使い方ができるようにしています。

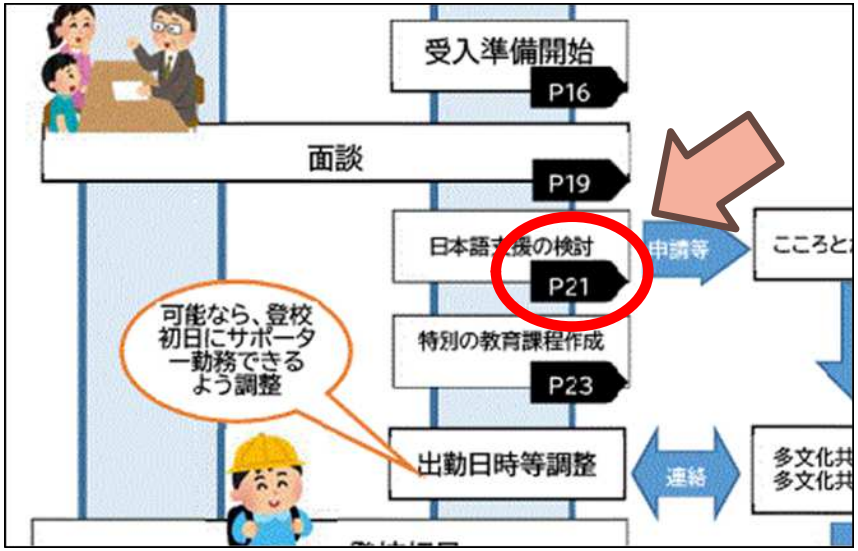

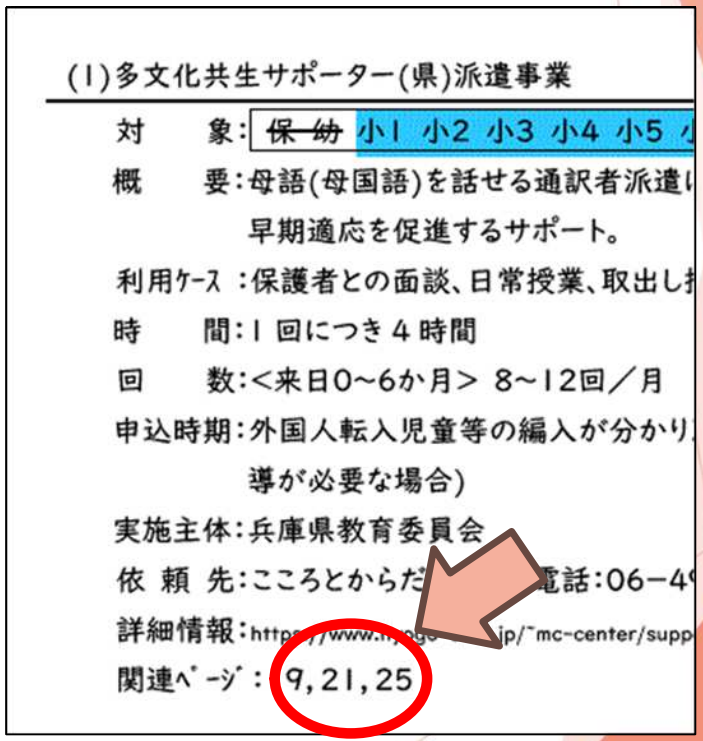

６．策定スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドラインの骨子の決定		→	→	→									完成
ガイドライン素案の策定					→	→	→	→					
ガイドライン最終案に向けての修正									→	→	→	→	
策定会議	検討会議				◎			◎			◎		
	部会					○	○			○			
関係機関・団体ヒアリング						○	○	○	○				

策定会議メンバー	
専門委員(３名)	朴 一　氏（大阪公立大学名誉教授）
	太田垣 亘世 氏（尼崎市国際交流協会理事長）
	木村 眞奈美 氏（ネパール人労働者支援協会専務理事）
学校園所長等（５名）	保育所長会、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、高等学校長会 各会長または人権教育担当校園所長
教育委員会等(５名)	学校支援担当部長兼高校教育課長（会長）、就学前教育課長 学校教育課長、学び支援課長、保育運営課長
事務局(３名)	こころとからだ育成課長　ほか

６．策定スケジュール（策定後の取組）

- **① 研修などで策定した計画の周知に取り組みます**
  - 管理職から現場の職員まで幅広く知って手に取っていただけるよう
- **② ガイドラインは市ホームページで公開します**
  - ガイドラインの内容は市内のボランティア団体等にとっても有用な内容です
- **③ ガイドラインの内容(特に2章から4章)は毎年更新します**
  - 補助や施策は毎年変わっていきます。内容が陳腐化しないよう更新します
- **④ ガイドラインの方向性に沿った施策を検討し実施します**